

# 通信制高等学校の第三者評価制度構築に関する調査研究

## 最終報告書

2011年3月

国立大学法人 山梨大学 大学教育研究開発センター  
通信制高等学校の第三者評価手法等に関する研究会



# 通信制高校の第三者評価制度構築に関する調査研究 最終報告書 目次

第1章 通信制高等学校の現状	1
第1節 通信制高等学校の目的・使命と法制度	3
第2節 「学校基本調査」に見る通信制高等学校の概況	13
第2章 アンケートおよび訪問調査からみる通信制高校と学校評価の課題	19
第1節 通信制高等学校に対する調査結果	21
第2節 通信制高校を管轄する教育委員会に対する調査結果	47
第3節 通信制高校の設置認可権者に対する調査結果	60
第4節 わが国における学校評価の現状と通信制高校	74
【資料】 通信制高等学校の第三者評価に関するアンケート(調査票および添付資料)	105
(1) 通信制高等学校用	107
(2) 教育委員会用	114
(3) 設置認可権者用	121
(4) 『学校評価ガイドライン』〔平成22年改訂〕【参考2-2】に示された 「第三者評価の評価項目・観点の例」	125
第3章 通信制高校に学ぶ生徒の現状と課題	127
第1節 「学校基本調査」に見る通信制高等学校の生徒の状況	129
第2節 インタビュー調査で指摘された通信制高校の生徒の状況	135
第3節 通信制高校の在校生に対する調査結果	146
第4節 通信制高校の卒業生に対する調査結果	155
第5節 障害のある生徒への対応と制度・施策・実践をめぐる課題	175
第4章 アメリカにおける通信教育(遠隔教育)の現状と評価(ア krediteーション)制度	187
第1節 K-12(初中等教育)における通信教育の活用状況	189
第2節 アメリカにおける通信制高校を対象としたア krediteーション	198
第3節 ア krediteーション・プロセスにおける通信制高校に対する評価の手法	213
通信制高校の第三者評価制度構築に向けての提言	217
通信制高等学校の第三者評価手法等に関する研究会委員名簿・執筆分担	223



## 第 1 章 通信制高等学校の現状



## 第1節 通信制高等学校の目的・使命と法制度

### 1-1 通信制高等学校の目的と使命

「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」高等学校は、1947年の学校教育法成立当時、「通信による教育を行なうことができる」と規定され、「国語甲」（9単位）1科目のみの実施という形態で始められた。補足時こそ戦後混乱期の物資の不足や制度の未整備により、実質的な活動は見られなかったが、徐々に実施科目数が拡大し、定時制と通信制の教育を並行して履修（定通併修）することにより高校卒業が可能となっていった。また、1955年には文部省通達により通信制教育のみで卒業が可能になり、1961年の学校教育法改正により、高等学校に「通信制の課程をおくことができる」と明記されるに至った。この改正の際に、通信制課程のみを持つ高校の、本校が所在する都道府県に加えて2以上の都道府県で生徒募集をする広域通信制高校、専門学校専修課程や企業内教育機関のうち学習活動を行うことができる機関として指定を受けた技能連携校での修得単位を高校卒業のための単位として組み入れる技能連携制度、なども制度化された。

このような過程を経て徐々に制度の整備が図られてきた通信制高等学校には、法令上全日制の高等学校と異なる目的が明示されている訳ではない。しかし、現行の学校教育法施行規則（1947年文令11）102条に「修業年限を定めるに当たっては、勤労青年の教育上適切な配慮をするよう努めるものとする」と規定されているように、通信制課程は定時制とともども全日制の高等学校に通学することができない勤労青年を対象とするものであった。ただし、「勤労青年」といっても我々が今日想定するような中学卒業後に企業等に就職した若年の被雇用者だけではないことに留意する必要がある。第一次産業や自営で商工業等を営む家業従事者、戦争その他の理由により青年期の教育機会を奪われてしまった人々、戦前・戦中から日本に滞在する外国籍の人々で日本語の取得を初めとする高校教育の機会を必要とする人々など幅広い層の人々がそこに含まれてきた。後にふれるように、近年特に、このような人々以外の必ずしも「学ぶ意欲」があるわけではない生徒の増加が通信制高校の抱える課題を大きなものにしてい

る。しかし、従来から受け入れてきた「学ぶ意欲がある」幅広い層の人々が通信制高校からいなくなった訳では決してない。理由は現代的なものへと変化してきているものの、「学ぶ意欲」はあるが全日制高校や定時制高校に通学することができない人々が（誰でも）、通学回数を必要最低限にして（どこでも）、「自学自習」を通じた自分のペースで（いつでも）学べるような教育機会を提供するという、通信制高校がこれまで果たしてきた使命は、多くの高校に連綿と受け継がれている。

## 1-2 通信制高校に関する法制度（1）

### —基本的な条件整備に関するもの

高等学校における通信制課程の設備や編成、教育課程等については、現行の学校教育法（1947年法）および同法施行規則（1947年文令11）、高等学校設置基準（2004年文科令20）、高等学校通信教育規程（1962年文令32）により規定されている。そのうち、人的条件や物的条件など基本的な条件整備に関わるものを見てみると、高等学校通信教育規程4条で通信制課程の収容定員を240人以上としているのに対し、同規程5条では、「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする」と規定されている。管理職を含めて教員1人あたりの生徒定員数48名という人的配置になっている。他方、全日制あるいは定時制の課程については、高等学校設置基準7条（通信制課程については適用除外）において「同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする」と明記されている他、同設置基準8条において「全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上」副校長及び教頭をおくことになっており、それ以外の「主幹教諭、指導教諭および教諭の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする」ことになっている。つまり、管理職を除く教諭等だけで考えても教員1人あたりの生徒定員数が40名になっており、通信制の方では教員個々がより多くの生徒に対応することが求められている。また、高等学校設置基準9条には養護教諭等の配置努力規定があるが、通信制課程については適用除外とされている。通信制高校にも保健室は必置となっているが（通信教育規程9条）、養護教諭等をおく努力も課されていない。さらに、後に述べるように通信制と



はいえ生徒の通学機会が増加している現状において、図書室での図書資料の検索や調べ学習は重要な活動になるはずである。学校図書館法（1953年法185）5条の司書教諭設置義務は施行規則の規程により2003年まで猶予されていたが、猶予期間終了後も図書室への司書教諭配置が進んでいない点も課題となろう。

全日制		定時制		通信制	
生徒の収容定員	除すべき数	生徒の収容定員	除すべき数	生徒の収容定員	除すべき数
40以下の課程	8	40以下の課程	8	1人から600人まで	46.2
41人から80人までの課程	11.4	41人から80人までの課程	11.4		
81人から120人までの課程	15	81人から120人までの課程	15		
121人から240人までの課程	16	121人から240人までの課程	18.5		
241人から280人までの課程	16.4	241人から280人までの課程	19.3		
281人から400人までの課程	17.1	281人から440人までの課程	20.7		
401人から520人までの課程	17.1	441人から600人までの課程	22.2		
521人から640人までの課程	18.2	601人から760人までの課程	23.5	601人から1200人まで	66.7
641人から760人までの課程	18.9	761人から920人までの課程	24.7		
761人から880人までの課程	19.5	921人から1080人までの課程	25.8		
881人から1000人までの課程	20	1081人以上の課程	26.7		
1001人から1200人までの課程	20.5				
1201人以上の課程	21			1201人以上	100

【表1-1-1】 収容定員に基づいて算出される教諭等の数（課程別）

また、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（1961年法188）9条には、教諭等の数の算出方式が明記されているが、生徒数に応じて教諭数を算出する際にも、全日制や定時制に比べ、通信制の場合には1人の教諭に対する生徒数の割合が非常に大きなものになっている。具体的には、上の表1-1-1の「除すべき数」が教諭1人あたりの生徒の収容定員数を意味しており、全日制・定時制では収容定員がどれだけ大きくなろうとも教諭1人あたり生徒数20名台を維持しているのに対し、通信制では教諭1人あたり生徒数100名となっている。もちろん、教諭等の数はこれだけで算出される訳ではないが、通信制の教育においては、全日制・定時制の課程に比べ、1人の教員が対応すべき生徒数が非常に大きくなっていることは確認できよう。

このように、通信制高校のとりわけ人的配置に関する諸基準を見る限り、後述する学習障害その他の発達特性のある生徒が多数在籍するようになっている

という通信制高校の現状に対応したものとは見なしえない。設置者が条件整備をする際の基準はむしろ、勤労青年その他の学ぶ意欲のある人が、自学自習を基本に「いつでも、どこでも学べる」という通信制高校の発足以来の使命に沿って規定されていると言え、それが現在に至るまで基本的に維持されている。

### 1-3 通信制高校に関する法制度（2）

#### 一教育方法・内容等に関するもの

学校教育法施行規則 84 条では、高等学校の教育課程は高等学校学習指導要領によるべきことが規定されている。そして、通信制の課程で教育課程を展開していくために、高等学校通信教育規程 2 条 1 項は、通信教育を「添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうもの」とし、核となる教育活動として「添削指導」「面接指導」「試験」を実施することを義務づけている。また、同条 3 項で「生徒に通信教育用学習図書その他の教材」（一般的に「学習書」と呼ばれる教材）を使用した学習をさせることを義務づけている。さらに同条 2 項において、これらの活動に「加えて」、「放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法」を認めている。

**【表 1-1-2】 通信制課程における各教科・科目の標準的な添削指導回数および面接指導の単位時間数**

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語，地理歴史，公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに 専門教育に関する各教科・科目	各教科・科目の必要 に応じて 2～3	各教科・科目の必要 に応じて 2～8

1998 年度に改訂された現行の学習指導要領では、高等学校の卒業所要単位は 74 単位とすると定められている。そして、全日制・定時制課程において 50 分×

35 週の授業をもって1単位としているのに対し、通信制課程については、各教科・科目の添削指導の回数および面接指導の単位時間数の標準を下表の通り定めている。なお、面接指導の1単位時間は50分として計算することとなっている。

表1-1-2によると、「国語・地歴公民・数学については3回の添削指導＋面接授業1単位時間（50分）をもって1単位相当とみなす」、「保健体育については添削指導1回＋面接授業5単位時間（250分）をもって1単位相当とみなす」というような通信制教育の特例が認められている。このことはたとえば、国語・地歴公民・数学については、3回の添削指導が、全日制・定時制の授業50分×34回分に相当する学習量に匹敵することを意味する。保健体育科目など実技を重視する科目においては面接授業（スクーリング）の比重が増すことになるが、1単位の学習に占める添削指導の重さは、通信制課程での教育において、教師による報告課題（レポート）の作成と提出されたレポートに対する添削指導が授業そのものであることを意味している。現行の指導要領8款にあるように、「計画的かつ継続的に行われるラジオ放送又はテレビ放送」を取り入れることもできるが、それにより免除されるものは「面接指導の時間数又は特別活動の時間数」だけであって、添削指導が軽減されるものでもない。この規定も、2009年改訂の新しい学習指導要領では、従来のラジオやテレビの放送によるものの他、多様なメディアの利用が可能になるが、それらメディア利用の成果を「報告課題の作成等により」確認すべきというように変更されている。ICT(情報通信技術)の発展により、設置者の別を問わず多様なメディアの利用は徐々に拡大傾向にあるが、その効果もやはり報告課題で確認することが求められているのであり、添削指導が通信制教育の中核であることは動かさない事実である。

しかも、生徒には教師から教科書を基に対面で教わるという学習のスタイル、あるいは教師から教わったものをレポートにまとめるというスタイルとは異なり、従来の通信制高校では、自ら教科書と学習書による学習を通じてレポートを作成していくことが求められてきた。このことは、自学自習が計画的にできないと通信教育における単位の修得は難しいということの意味するものである。そのため、以前から存在している通信制高校の多くは、入学時からオリエンテーションをして順次通信制の教育になれさせるような配慮をしている。それに

も関わらず、このような指導を続けてきた通信制高校での単位修得率は 50%程度とのことである。自学自習を基本とした通信制による履修が本人の「学習意欲」の継続に依存するもので、それがいかに難しいかがうかがえるとともに、教育の方法として殊更に「試験」を行なうことを明記し、それによる質の保障を図ろうとしていることがわかる。学教法 56 条で通信制高校の修業年限が 3 年以上とされ、上限が明示されていないことも、時間がかかっても自学自習による学力をつけることをめざしていることを裏付けていると言えよう。

以上のような法制度から確認できる通信制高校の学習のスタイルは、やはり先に述べたように、様々な理由で通学はできないけれども学ぶ意欲のある人が、自学自習を基本に「いつでも、どこでも学べる」という通信制高校の発足以来の使命に沿ったものであり、しかも、学習意欲の低下その他やむを得ない理由で学習が一時的に継続できなくなっても、再び学習しようと思える時まで高校側も待てるしくみとなっている。実際に、今回の委託事業の中で行なったインタビューにおいても、途中何度も意欲を失って受講登録をしなくなったことのある生徒が、10 年以上の年月をかけてようやく卒業したという事例について聞くことができた。在籍の上限を 8 年程度に定める高校もでてきているようであるが、それらの高校でも容易に再入学ができるよう配慮しているようである。しかし、2010 年度の学習支援金制度の導入に関連して、学校に在籍はしているけれども受講登録をしていない生徒（「非活生」などと呼ばれる）が現在全生徒の 3 割程度を占めていることなどが新聞でも取り上げられた（2002 年度以降の在籍者数に占める履修登録者（「実活生」とも呼ばれる）の割合の推移については、後掲表 1-2-3 を参照）。本来、受講単位を基に学習支援金が支給される通信制高校では受講登録をしないこと自体が支援金との関わりで批判される筋合いはないことであり、通信制高校の本来の使命に対する無理解がその背景にある。

なお、前述のように通信制教育において使用が義務付けられている「学習書」についても問題が残る。「学習書」は著作権法（1970 年法 48）上の取り扱いも教科書に準ずるものとして位置づけられてきた（同法 33 条 4 項）。高校通信制教育発足当初は国が直接作成していたが、財政事情の影響により 1963 年度から全国高等学校通信制教育研究会（全通研）と NHK 出版に一任され、現在、同書

の編集は首都圏の全通研加盟校の職員たちに委ねられている。しかし、すでに見たようにゆとりのない人員配置に加え、全日制・定時制と同等の生徒指導に当たる必要に迫られるなど、多忙化するなかで、必修科目については教科書会社 1 社だけを加盟校の投票により決定し、それに対応する学習書を作成している。また、「日本史 A」「地理 A」「数学基礎」「工芸 I」「情報 B、報 C」などの選択必修科目については学習書がまったく作られていない（作るだけの人的な余裕がないといえようか）。さらに、選択普通科目も含めると、生徒たちは「学習書」の無いまま自学自習をしなければならない科目が多くなっているという現実がある。しかも、学習書がある科目についても、教科書 1 種類に対応するものだけしかないため、生徒の多様化による学力の格差から別の教科書を使いたくても使えない、あるいは学習書なしを選択する、というような実情も出てきているようである。費用の面を見ても、教科書並みの発行部数が確保できないため単価設定が 1,155 円～2,940 円と高額になっている上、2000 年代半ばの補助金改革の一環として学習書給付のための財源が地方交付税交付金へと移管されてからは、自治体によって生徒に学習書購入のための負担増を強いることにもなっている。

また、新学習指導要領により「多様なメディア」に位置づけられている ICT を活用したさまざまな e ラーニングについても、その位置づけについては検討が必要である。現状では「多様なメディア」を活用しても、面接授業の免除割合は 6 割～8 割となっており、機械を通さない対面による指導への強いこだわりが感じられる。しかし、商用の高価なものだけでなく、ムードル (moodle) のようなオープンソースの LMS (Learning Management System) が発展して生徒の学習管理がきめ細かくできるようになり、スコーム (SCORM) という e ラーニング・コンテンツの国際標準規格が誕生して教材共有も容易になっている。また、スカイプやチャットなど同期のコミュニケーションも可能なほど驚異的發展を遂げた ICT は、使い方を間違えなければ対面 (face to face) による指導と同等の効果をあげることも可能なレベルに近づいている。第 4 章でも触れるように、教授・学習過程における ICT の活用は、教師が適切に関われば（今以上のきめ細かさが要求されるが）、双方向性を保ちながら自律的な学習を可能にしうるものでもある。日本の通信制高校の中には、北海道のように広大であつ

たり、東京都、長崎県、沖縄県のように離島を多く抱えていたりするところもある。これらの都道府県では、その打開策の1つとして下記のような協力校の仕組みを整えてきた。しかし、協力校のあり方にも問題が指摘されていないわけではない。また、海外在住日本人生徒がeラーニング等のメディアを用いて、日本の高校を卒業することができない現状では、現地の学校に入るしかないという現実もある。ICTは安易に活用することで教育の質を落としてしまうことにつながりかねないのは明らかであるが、これらの問題への解決策の1つがICT活用による対面の面接授業免除の拡大ではないかと考えられる。

### 【協力校】

通信制課程をおく高等学校（実施校）への通学時間が2時間を超えるような在校生がいる場合、面接授業や試験を受ける上で支障となるため、高等学校通信教育規程3条は、面接指導や試験の際に協力する高等学校（協力校）の設置を認めている。ただし、当該協力校に通信制課程専任の教員は通常配置されていないため、実施校の教員が協力校の場所を借りて面接指導や試験を行なう場合もあるが、協力校の専任教員を非常勤教員として併任させたり、協力校の近隣に在住する教員免許保持者を非常勤として採用したりして、面接指導や試験の実施にあたる場合も見られる。

## 1-4 通信制高校に関する法制度（3）

### —通信制高校の設置認可等に関するもの

学校教育法4条により、市町村立の通信制高等学校の設置廃止については都道府県の教育委員会が、私立の通信制高校の設置廃止や収容定員に関する学則の変更など（同法施行令（1953年政令340）23条）については都道府県知事がそれぞれ認可権者となっている。また、同法54条では、上記の設置認可権者が、当該高校の所在する都道府県以外に2以上の都道府県から生徒募集を行なう「広域通信制」の課程を持つ高校（同法施行令24条）について下記に関する認可を行なう場合には、あらかじめ文部科学大臣に届け出ることが義務づけられている（同法54条）。さらに、この広域通信制の高校については、課程に関する

る学則の変更がある場合も認可権者の設置認可を受けることとなっている（同法施行令 23 条）。

**【あらかじめ文科相に届出義務のある認可事項】**

◎ 学校教育法施行令 24 条の 2 関連

- 1 学校の設置及び廃止
- 2 通信制の課程の設置及び廃止
- 3 設置者の変更
- 4 学則の記載事項のうち文部科学省令で定めるものに係る変更

◎ 学校教育法施行令 24 条の 2 4 号関連

○学校教育法施行規則 4 条（学則記載事項）

- 1 修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項
- 2 部科及び課程の組織に関する事項
- 3 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 5 収容定員及び職員組織に関する事項
- 6 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 7 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 8 賞罰に関する事項
- 9 寄宿舍に関する事項

○同施行規則 4 条 2 項（通信制課程をおく高等学校の追加記載事項）

- 1 通信教育を行う区域に関する事項
- 2 通信教育について協力する高等学校に関する事項

このように広域通信制高校については、設置認可後も認可の対象となる事項が、狭域（生徒募集の範囲が学校の所在する都道府県のほか 1 都道府県以内）の通信制高校に比べて多くなっているしかし、後に見るように実際に通信制高校に関して苦情等が寄せられる対象は広域通信制高校であって、しかも、設置認可権者の手の届かない他の都道府県域で問題が発生しているのである。複数の都道府県にまたがる問題であるにも関わらず、国は届出を受けるだけで何ら

かの関与を行ないうる根拠となる法令はない。さらにしばしば問題として指摘されるサポート校（在校生の学習面、生活面の支援をする民間の教育施設。学習塾、予備校、専門学校などが中心となって運営している）なる施設については、認可事項でないばかりか学則記載事項にすらなっていない。つまり、都道府県が独自に規則等を定めたり、相互に協力したりしない限り、行政機関が設置後の活動に関与しにくい構造になっているのである。

なお、通常学校法人の設置認可を行なう場合には、事業の永続性を担保する必要もあり、一定程度の資産要件、校地・校舎等の自己所有要件などがあるが、構造改革特区において学校設置会社等が通信制高等学校を設置する場合には、そのような学校法人に求められている校地・校舎の自己所有要件や、運動場等の要件が緩和されている場合が多い。また、市町村が独自に教員に対する特別免許状を授与することが認められている場合などもある。



## 第2節 「学校基本調査」に見る通信制高等学校の概況

### 2-1 通信制高等学校とそこに在籍する生徒の変化

現在、政府統計を公表するウェブサイト(e-Stat URL: <http://www.e-stat.go.jp/>)に掲載されている2003年度から2010年度までの文部科学省「学校基本調査」をもとに、通信制高校とそこに在籍する生徒にどのような変化があるのかを確認しておこう。

【表1-2-1】 2002年度以降の通信制課程を持つ高校数と設置されている学科数の変化

年度	学校数		協力校数	学科数		
	公・私立計	独立校		併置校	計	普通
2002	35	93	406	164	119	45
2003	38	100	397	172	129	43
2004	47	105	402	187	143	44
2005	59	116	411	212	165	47
2006	67	118	402	227	175	52
2007	70	122	463	228	182	46
2008	80	117	416	235	187	48
2009	87	118	406	243	195	48
2010	88	121	404	243	199	44

年度	公立高校	
	学校数	併置校
2003	6	62
2004	6	64
2005	7	69
2006	6	69
2007	7	67
2008	8	63
2009	8	63
2010	7	65

年度	私立高校	
	学校数	併置校
2003	32	38
2004	41	41
2005	52	47
2006	61	49
2007	63	55
2008	72	54
2009	79	55
2010	81	56

〔出典〕 e-Statに掲載されている各年度版の「学校基本調査」を基に作成した。

まず、学校数についてみれば、上表1-2-1のとおり、2002年度以降、通信制課程単独の独立校が50校あまり増加しているのに対して、全日制課程、定時

制課程あるいはその両方の課程を置く高等学校に通信制課程が併設されている併置校は30校弱の増加に留まっている。とはいえ、全日制・定時制の高等学校数は同じく学校基本調査によると2000年に5478校あったものが2010年度には5116校へと減少しているのとは対称的である。また、設置者別に見ると、公立高校はほとんど変化がなく、増加した高校の大半が私立高校ということになる。そして、この私立高校の中に20校あまりの学校設置会社立の高等学校が含まれている。設置されている学科も、ほぼ普通科の方だけが増加していると言えるものである。

【表1-2-2】 2003年度以降の通信制高校の在籍者数の推移（設置者別）

設置者別 年度	公立	私立	合計
2003	105,490	84,616	190,106
2004	96,774	85,011	181,785
2005	93,770	89,748	183,518
2006	91,361	91,156	182,517
2007	89,973	92,622	182,595
2008	88,384	94,895	183,279
2009	88,132	97,980	186,112
2010	86,843	100,695	187,538

【出典】 e-Statに掲載されている各年度版の「学校基本調査」を基に作成した。

このような私立を中心とする通信制高校の増加に対し、生徒数はどのような変化をしているのだろうか。全日制・定時制の高校に在籍する生徒の数は、2010年度に336.8万人で前年度から2万人程度増加したが、1989年の564.4万人をピークに少子化の影響から減少傾向にある。その一方で、通信制高校に在籍する生徒の数は、上表1-2-2のように、2003年度と比較すると減少しているが、2004年度以降上昇傾向が見られる。そして、2010年度には全高校生の5%にあたる18万8千人が在籍していることになる。定時制に通う高校生は11万6千人であり、通信制課程は定時制課程よりも多くの高校生を受け入れていること

になる。

【表 1-2-3】 2002 年度以降の通信制高校在籍者に占める履修者の割合（設置者別）

設置者別 年度	公立	私立	合計
2003	62.0%	97.6%	77.9%
2004	65.3%	97.7%	80.4%
2005	65.1%	98.7%	81.5%
2006	64.9%	95.1%	80.0%
2007	66.0%	84.9%	75.6%
2008	66.2%	84.9%	75.9%
2009	68.5%	86.4%	77.9%
2010	71.2%	85.0%	78.6%

〔出典〕 e-Statに掲載されている各年度版の「学校基本調査」を基に作成した。

ただし、すでに述べたように、通信制高校の在籍者のすべてが履修登録をして学習を進めている訳ではなく、前頁の表 1-2-3 のように、全体で 80% 前後の生徒が履修登録をしている。設置者別に見ると、公立が以前 60% 前半だったものが 70% 前半へと増加しているのに対して、私立の場合、以前はほぼ 100% だったものが 85% 前後に低下してきている様子がみてとれる。

また近年、通信制高校生が若年化しているという指摘がある。全通研加盟 110 校あまりを対称とした調査によると、生徒の平均年齢は 17 歳あまりで、従来社会人になった後の再教育機関の側面が強かった通信制が、何らかの理由で全日制に通学できない学齢期の生徒の受け皿になっている傾向が顕著になってきているとのことである。通信制高校の生徒の状況についての詳細な分析は第 3 章にゆずるが、ここでは当面、最近の通信制高校全体の生徒の年齢構成の変化を確認しておきたい。

次頁の表 1-2-4 のうち上段の表からは、2003 年以降 10 歳台の生徒が漸増し、60 歳以上を除く他の年齢層が漸減している様子が見て取れる。しかも、下段の表のように、10 歳台を細かく見ると、15 歳～17 歳の生徒が占める割合が徐々に

【表 1-2-4】 2002 年度以降の通信制高校在校生の年齢構成の推移

年度	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
2003	67.9%	24.4%	4.4%	1.4%	1.2%	0.7%
2004	69.8%	23.4%	4.0%	1.2%	1.0%	0.6%
2005	67.8%	24.0%	4.6%	1.7%	1.2%	0.7%
2006	68.3%	23.8%	4.6%	1.5%	1.1%	0.7%
2007	69.8%	23.0%	4.3%	1.3%	1.0%	0.6%
2008	71.4%	22.0%	3.7%	1.3%	0.9%	0.6%
2009	72.2%	21.2%	3.6%	1.4%	0.9%	0.7%
2010	73.9%	20.4%	3.1%	1.2%	0.6%	0.6%

年度	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
2003	10.2%	15.7%	21.7%	12.6%	10.2%
2004	10.4%	15.9%	22.4%	13.1%	10.4%
2005	10.2%	15.7%	21.7%	12.4%	10.2%
2006	9.9%	15.8%	22.2%	12.9%	9.9%
2007	10.9%	17.0%	22.9%	12.0%	10.9%
2008	11.2%	17.8%	23.7%	11.8%	11.2%
2009	11.7%	18.0%	24.2%	11.7%	11.7%
2010	13.0%	18.6%	23.8%	12.0%	13.0%

〔出典〕 e-Statに掲載されている各年度版の「学校基本調査」を基に作成した。

ではあるが増加しているようである。これらのことは、全日制・定時制の高校の在籍生徒数が減少する一方で、中学卒業後すぐに通信制高校に進学する生徒が増えていることを意味する。しかも、中学卒業後の就職率は必ずしも高くないことを考えると、この生徒達は勤労等により通学できないために通信制高校に在学しているのとも異なることになる。後に詳述するが、近年通信制高校に在籍する若年の生徒の特徴として、(1)高校入学時に全日制に入れぬ（学力の

不足、発達障害)、(2)中学校時代までに不登校問題を抱えている、(3)全日制高校を中退して通信制高校に転入・編入している、など、中学校までの間に学習空白がある生徒が多くなっていることが指摘されている。そのことは、全日制課程のように日常的な学習の継続に耐えられず、基礎学力が著しく不足している生徒が多く含まれていることを意味するとともに、生徒指導上の問題も増加しかねないことを意味する。その一方で、上級学校への進学者も増加しており、進学指導の課題にも対応する必要がでてきている。通信制高校も全日制・定時制の高校と同じような問題状況を抱えるようになってきている。

もちろん、学校設置会社立学校を含む私立の通信制高校の中には、上記の(1)～(3)のような生徒を受け入れることを目的に掲げている高校があり、その指導を行なえるだけの諸条件を整備して教育活動を展開しているところもある。その一方で、これまで見てきたような、養護教諭の支援・指導を必要とせずに、学ぶ意欲のある生徒が自学自習できることを前提に制度設計されている大半の公立の通信制高校においては、上記の(1)～(3)のような生徒を受け入れることを「余儀なく」されているのであり、不十分な条件の下、教職員の努力で深刻化する課題に対応しようとしているのが現状のようである。

